

社会福祉法人 白峰会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白峰会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条により評議員は無報酬とする。

原則理事及び監事も無報酬とする。ただし、常勤の理事等に対しては、社会情勢を鑑み勤務形態に即して算定し支給することができる。

1 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

別表 1

	費用弁償 (日額)	日 当 (日額)
理事会出席費用等	10,000円	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により費用弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

別表 2

	費用弁償 (日額)	日 当 (日額)
評議員会出席費用等	10,000円	10,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための勤務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

ただし、役員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 2 評議員が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その費用弁償費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	日 当	そ の 他
実 費	円	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。